

尼崎市新ごみ処理施設整備事業に係る環境影響評価手続き

1 事業内容・目的

現行のごみ処理施設（クリーンセンター第1工場・第2工場、資源リサイクルセンター、し尿処理施設など）の老朽化に伴い、新たな施設に建て替えるものであり、市内の一般家庭や事業所から排出される一般廃棄物（し尿含む）を適正に処理しつつ、廃棄物に含まれる資源を回収することなどを目的としたものです。

2 事業概要

事業者の名称	尼崎市
対象事業の種類	廃棄物処理施設の建設
対象事業の位置	尼崎市大高洲町8番地
対象事業の規模	焼却施設 495 t/日（20.6 t/時間） 破碎・選別施設 42 t/5時間（8.4 t/時間）

3 実施計画書に関する手続き

提出日	令和2年8月20日
公告日	令和2年9月1日
縦覧・意見提出期間	令和2年9月1日～令和2年9月30日
実施計画書説明会	令和2年9月11日、12日（予定）
審査期間	令和2年9月～令和2年11月（予定）